

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成22年11月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 漁業取締船「はやちね」定期検査及び上架修理工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 岩手県漁業取締事務所 岩手県釜石市新町6番50号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成22年9月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社小鯖船舶工業 岩手県釜石市甲子町第9地割248番地3
- 5 随意契約に係る契約金額 74,550,000円
- 6 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当